

## 公共清掃等によるごみの搬入について

公共清掃に伴うごみの搬入について、下記のとおり搬入するようお願いします。

なお、**処理(搬入)できない物はお持ち帰りいただきます。**

処理(搬入)できない物の処分については各市:環境課と事前に協議してください。

公共清掃を行う前に、必ず参加者全員にごみの分別を周知徹底してください。

1	申請書類		
	ごみ搬入手数料免除申請書 (記入)	事前に各市役所で申請する	御前崎市役所:環境課 牧之原市役所相良庁舎:環境課
①	搬入年月日		
②	搬入物 車両番号・搬入車氏名 ※複数回・複数台で行う場合	種類を記入「草木」「可燃物」等 搬入車両ナンバー・氏名を記入 裏面「公共搬入車証明書」に記入	土・汚泥等は搬入できません
③	搬入事由 申請者	持ち込むごみの発生理由「道路清掃」など	
2	受付		
①	申請書の提出	当日、搬入1番目の方が持参・提出	
②	搬入時	どこの「区」または「町内会」かを報告	
③	計量	受付前の計量機にて計測	
④	荷降ろし	積み荷を降ろしてください	係員の指示に従ってください
⑤	終了時	精算所の計量機にて計測	
3	分別	環境保全センターホームページまたは 各市配布の「ごみの出し方」等を参考	搬入できないものについては 各市担当課へ事前に相談してください
①	側溝等の土・汚泥	搬入できません	
②	○木・竹・小枝・草等の 草木類(草木リサイクル) ○直径10cm以内 ○直径10cmを超える物 ○腐食・塗装があるもの  ○直径10cm以内の杭、角材、 ベニヤ、板等 ○流木	概ね2m以内(軽トラの荷台に乗る程度) 2m未満で一人で積降しできる程度の重さ 直径10cm以内、長さ50cm未満に切断 (可燃物扱い)  50cm未満に切断(可燃物扱い)  直径10cm以内・長さ50cm未満の物は 可燃物	キョウチクトウはリサイクルできない為 50cm未満に切断し可燃物として搬入  木の根、土・泥がついているものは 搬入できません  板材は50cm×50cm未満 直径10cmを超える物、長さ50cm以上 の物は搬入できません
③	可燃物	なるべく砂・土等を掃ってください	
④	ビニール・プラスチック類	きれいな物(リサイクル) 洗っても汚れが落ちないものは可燃物	
⑤	ペットボトル	きれいな物(リサイクル) 洗っても汚れが落ちないものは可燃物	
⑥	ビン	必ず洗ってから搬入してください	洗っていない物は搬入できません
⑦	金物(缶等)	なるべく砂・土等を掃ってください	

日曜の搬入は他の搬入者も多いため、受付を待つ時間がかかる場合があります。

**処理(搬入)できない物はお持ち帰りいただきます。**車別に分別して搬入すると荷降ろししやすく時間の短縮になります。

搬入者の方自身で荷降ろししていただくため、搬入車両には2人以上が乗員して搬入してください。